

○工事における入札保証の取扱試行要領

平成20年7月7日

管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市水道局契約規程(平成4年規則第9号。)第5条及び第6条の規定に基づき、入札参加者に入札保証金を納付又はこれに代わる保証等を提供させる場合の取扱いの試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となるものは、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要領第2条第1号に規定する工事のうち、一般競争入札の方法により請負契約を締結する予定価格5億円以上の工事とする。

(入札の保証)

第3条 入札に参加しようとする者は、税込みの入札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額。以下同じ。)の100分の3に相当する額以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 保険会社との間に発注者を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したとき。
- (2) 銀行、管理者が確実と認めるその他の金融機関(以下「金融機関等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)との間に契約保証の予約をし、その証書を提出したとき。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 入札参加者が次の各号のいずれかに掲げる担保を提供した場合は、それをもって入札保証金の納付に代えることができる。

- (1) 利付国債
- (2) 金融機関等の入札保証

(告示等)

第5条 入札保証金の納付を求めるときは、入札の告示等においてその旨を明示するものとする。

(保証の額)

第6条 入札保証保険の保険金額、利付国債の額又は入札保証の保証金額(以下「保証の額」

と総称する。)は、税込みの入札金額の100分の3以上の額としなければならない。

- 2 第3条第2号の規定により契約保証の予約を締結するときは、当該契約保証の予約に係る契約希望金額が税込みの入札金額以上又は保証金額が税込みの入札金額の100分の10以上でなければならない。
- 3 すでに納付された入札保証金、提出された入札保証の保証の額又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の変更は認めないものとする。なお、入札金額が失格判断基準を満たさず失格となり再度の入札に移行した場合においても、同様とする。

(入札保証金の納付等及び入札保証に係る書類の提出)

第7条 入札保証金は入札書提出期限の前日までに札幌市水道局の指定金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に納付するものとし、指定金融機関等の領収印のある領収済の納付書・領収書の写しを入札書提出期限までに持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。必着。以下同じ。)するものとする。

- 2 前項によらない場合は、次の各号に掲げるいずれかの入札保証に係る書類を入札書提出期限までに持参又は郵送するものとする。
 - (1) 保険会社が発行する入札保証保険契約に係る保険証券
 - (2) 契約保証の予約証書(発注者が求める契約保証が必ず付されることについて金融機関等又は保証事業会社が書面において約定しているもの)
 - (3) 利付国債
 - (4) 金融機関等が発行する入札保証証書

(入札の無効)

第8条 次の各号に該当する場合は、その者の行った入札を無効とする。

- (1) 期限までに前条第1項の規定による入札保証金の納付とそれに係る指定金融機関等の領収印のある領収済の納付書・領収書の写しの提出又は前条第2項の規定による入札保証に係る書類の提出がなされなかった場合
- (2) 入札保証金の額又は保証の額が税込みの入札金額の100分の3に満たない場合
- (3) 契約保証の予約に係る契約希望金額が税込みの入札金額に満たない場合
- (4) 契約保証の予約に係る保証金額が税込みの入札金額の100分の10に満たない場合
- (5) 提出された入札保証に係る書類に不備がある場合

(保証期間の延長)

第9条 入札の延期又は落札者の決定の保留等により契約を締結する見込みの期日が延長した場合、第4条第2号に定める金融機関等の入札保証を提出した入札参加者に対して、保証期間を変更保証書の提出日から入札執行者が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が発行する変更保証書の提出を求めるものとする。

(入札保証金の返還等)

第10条 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者の決定後直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結後直ちに返還する。

2 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての利付国債は、落札者の申出により契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部にあてることができる。

(落札者が契約を結ばない場合の取扱い)

第11条 落札者が契約を結ばない場合、入札保証金及び入札保証金に代わる担保としての利付国債は返還しないものとする。また、入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときはその定めに従って保険金又は保証金を請求するものとする。

2 契約保証の予約に係る予約証書を提出した落札者が契約を結ばない場合は、その者の入札金額の100分の3の額を落札者に損害賠償として請求するものとする。

(費用の負担)

第12条 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(委任)

第13条 この要領の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年7月9日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年7月9日以後に告示される工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。